

第4章 市民意識調査

高松市では、市民の皆様の御意見を今後の市政に反映させるため、第6次高松市総合計画の各施策に対する満足度などについての調査を実施した。

4.1 市民満足度調査の実施結果

(1) 平成29年度調査概要

1 調査対象者

平成30年1月1日現在の住民基本台帳から無作為に抽出した満18歳以上の市民2,500人

2 調査期間 平成30年1月15日～1月31日

3 調査方法 対象者に調査票を郵送で配布・回収

4 調査内容

- ・施策（60項目）に対する満足度及び重要度
- ・高松市への愛着度、住みやすさ、定住意向、市政への関心
- ・自由意見

5 回収率 40.6%

(2) 平成28年度調査概要

1 調査対象者

平成29年1月1日現在の住民基本台帳から無作為に抽出した満18歳以上の市民2,500人

2 調査期間 平成29年1月15日～1月31日

3 調査方法 対象者に調査票を郵送で配布・回収

4 調査内容

- ・施策（60項目）に対する満足度及び重要度
- ・高松市への愛着度、住みやすさ、定住意向、市政への関心
- ・自由意見

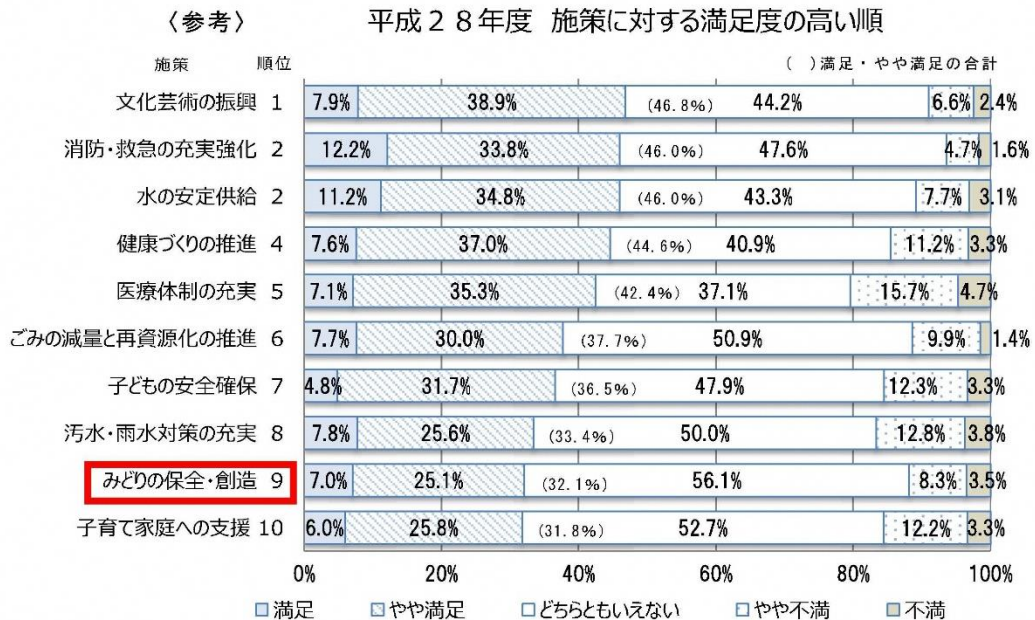
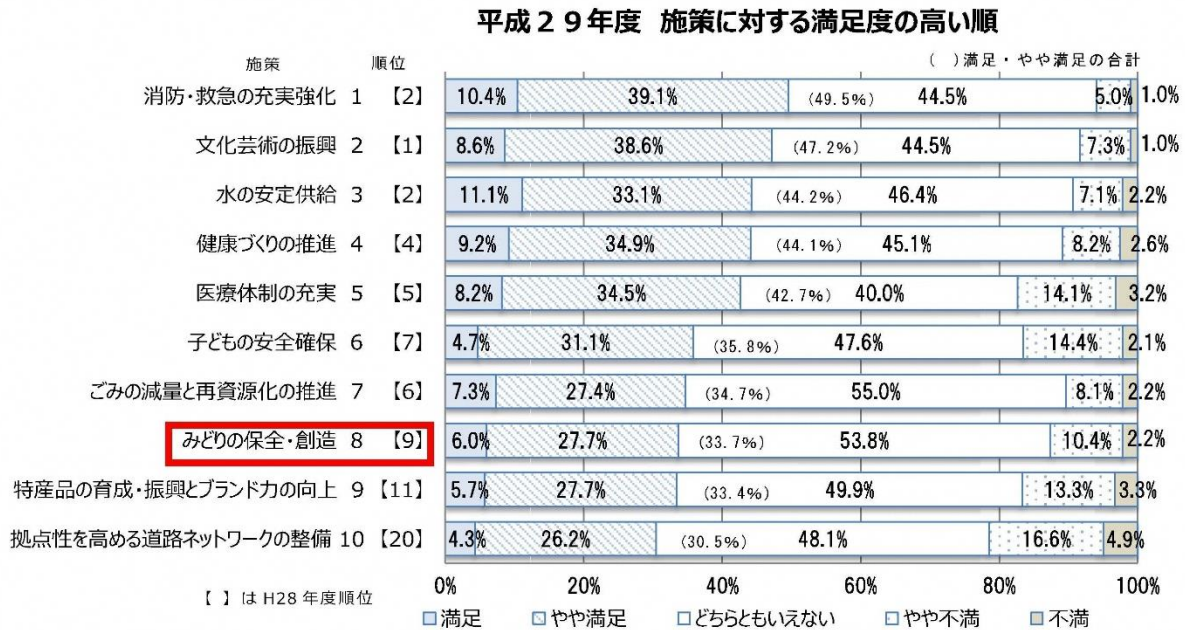
5 回収率 39.5%

4.2 みどりの保全・創造に対する市民ニーズ

(1) みどりの保全・創造の満足度について

60項目の各施策に対する満足度について、昨年度の結果と比較した。各施策に対し、「満足」と「やや満足」を合わせた「満足度」の高い順に並べ、上位10施策を抽出しました。

平成29年度の調査結果では、「みどりの保全・創造」の満足度が33.7%と高くなっています。



(2) 満足度と重要の関係について

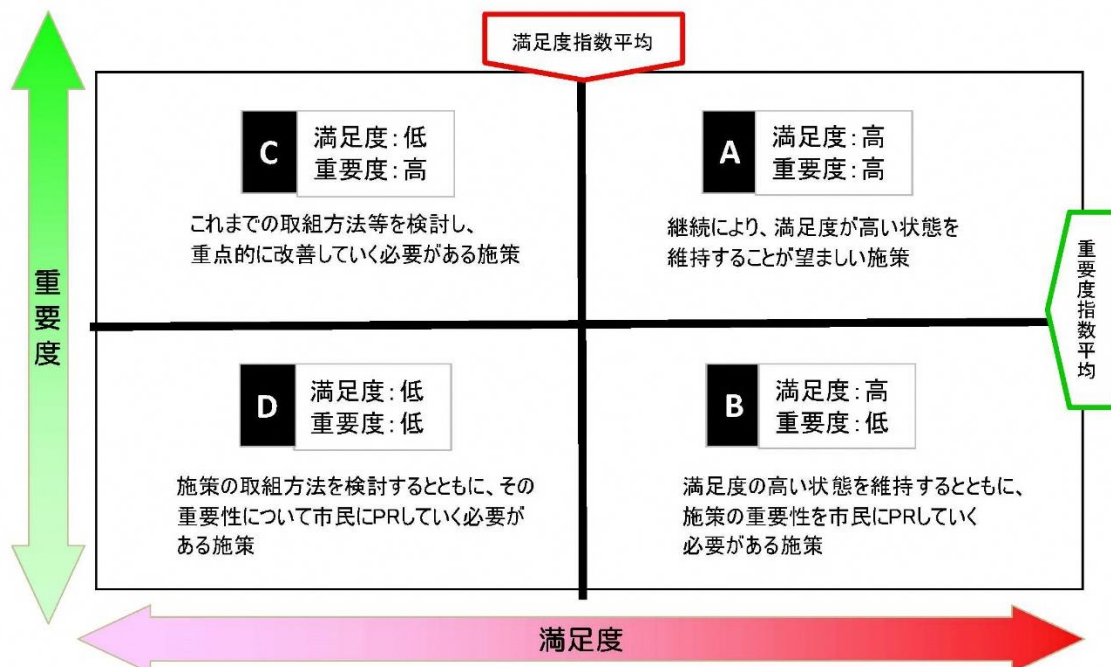
①分析方法

各選択肢について、以下のような点数を設定し、それらの合計を有効回答数で割ったものを「満足度指数」、「重要度指数」とした。

$$\text{満足度指数} = \frac{\text{「満足」} \times 5 + \text{「やや満足」} \times 4 + \text{「どちらともいえない」} \times 3 + \text{「やや不満」} \times 2 + \text{「不満」} \times 1}{\text{有効回答数}}$$
$$\text{重要度指数} = \frac{\text{「重要」} \times 5 + \text{「やや重要」} \times 4 + \text{「どちらともいえない」} \times 3 + \text{「あまり重要でない」} \times 2 + \text{「重要でない」} \times 1}{\text{有効回答数}}$$

「満足度指数」を横軸、「重要度指数」を縦軸として散布図を作成し、各施策を4つの領域に分類し分析した。2本の補助線は施策全体の「満足度指数」及び「重要度指数」の平均値を示したものです。(下図参照)

満足度と重要度の散布図による分析枠組



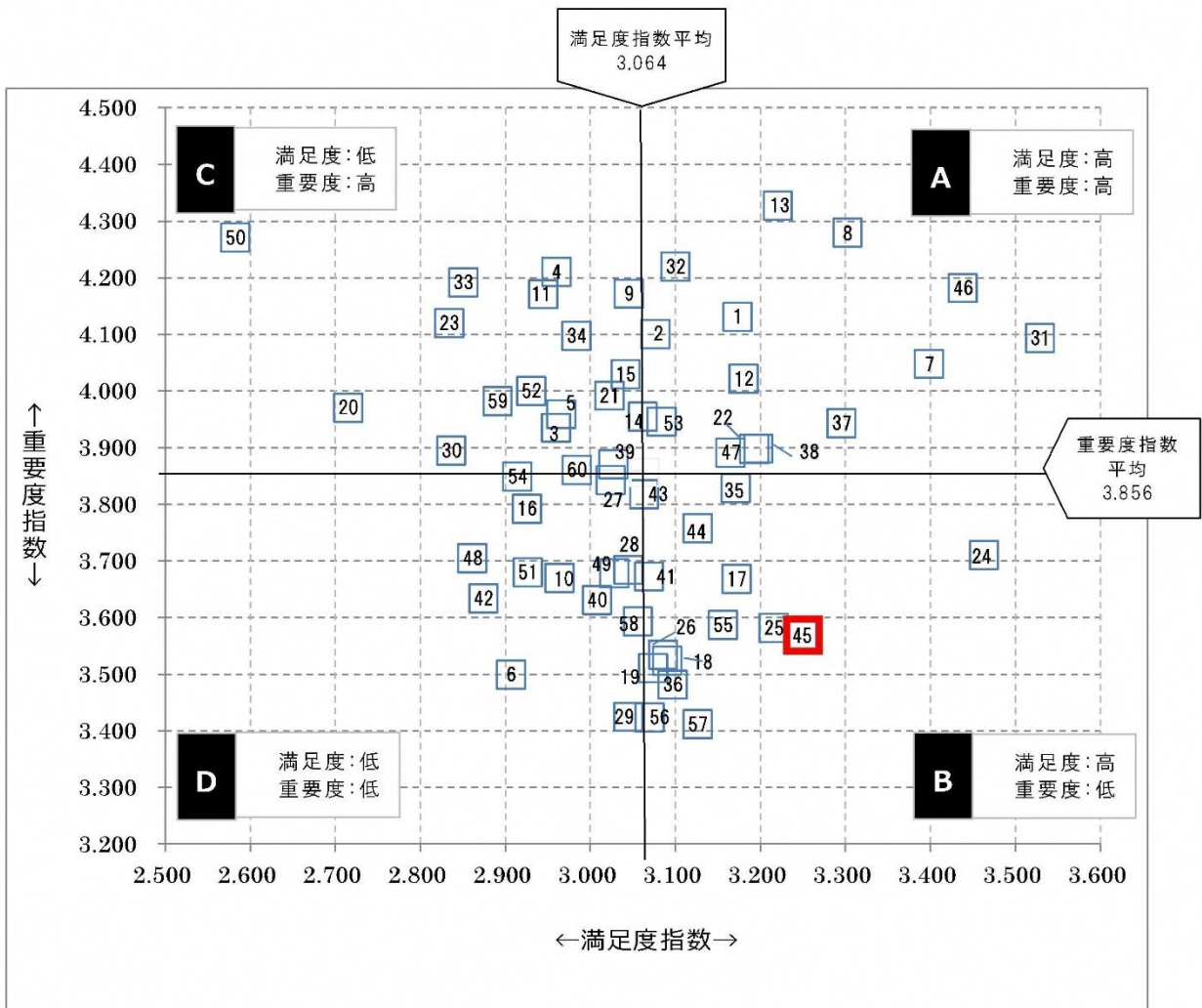
散布図における番号と施策の対応表

まちづくりの目標	政策	施策		
1. 健やかにいきいきと暮らせるまち	1. 子どもが健やかに生まれ育つ環境の充実	1 子どもの成長への支援		
		2 子育て家庭への支援		
		3 地域福祉の推進		
	2. 支え合い、自分らしく暮らせる福祉社会の形成	3. 健康で元気に暮らせる環境づくり	4 地域包括ケアシステムの構築	
			5 障がい者の自立支援と社会参加の促進	
			6 生活困窮者への自立支援	
			7 健康づくりの推進	
			8 医療体制の充実	
			9 社会保障制度の適切な運営	
2. 心豊かで未来を築く人を育むまち	1. 男女共同参画社会の形成	10 男女共同参画の推進		
		11 学校教育の充実		
		12 学校教育環境の整備		
	2. 社会を生き抜く力を育む教育の充実	3. 心豊かで地域力を育む生涯学習社会の形成	13 子どもの安全確保	
			14 青少年の健全育成	
			15 家庭・地域の教育力の向上	
			16 大学高等教育の充実	
			17 生涯学習の推進	
			18 人権尊重意識の普及・高揚	
	4. 基本的な人権を尊重する社会の確立		19 平和意識の普及・高揚	
			20 商工業の振興	
	3. 産業の活力と文化の魅力あふれる創造性豊かなまち	1. 地域を支える産業の振興と経済の活性化	21 農林水産業の振興	
			22 特産品の育成・振興とブランド力の向上	
			23 就業環境の充実	
		2. 文化芸術の振興と発信		24 文化芸術の振興
				25 文化財の保存・活用
		3. 元気を生み出すスポーツの振興		26 スポーツの振興
				27 観光客受入環境の整備
		4. 訪れたい観光・MICE(マイス)の振興		28 観光客誘致の推進
29 国際・国内交流の推進				
30 移住・交流の促進				
4. 安全で安心して暮らし続けられるまち		1. 安全で安心して暮らせる社会環境の形成	31 消防・救急の充実強化	
	32 防災・減災対策の充実			
	33 交通安全対策の充実			
	34 防犯体制の整備			
	35 生活衛生の向上			
	36 消費者の権利保護と自立促進			
	2. 環境と共生する持続可能な循環型社会の形成		37 ごみの減量と再資源化の推進	
			38 廃棄物の適正処理	
			39 不法投棄の防止	
			40 地球温暖化対策の推進	
			41 環境保全活動の推進	
			42 居住環境の整備	
	3. 豊かな暮らしを支える生活環境の向上		43 身近な道路環境の整備	
			44 河川・港湾の整備	
			45 みどりの保全・創造	
5. 環瀬戸内海圏の中核都市としてふさわしいまち	1. コンパクトで魅力ある都市空間の形成	46 水の安定供給		
		47 汚水・雨水対策の充実		
	2. 快適で人にやさしい都市交通の形成		48 多核連携型コンパクト・エコシティの推進	
			49 景観の保全・形成・創出	
			50 公共交通の利便性の向上	
	3. 拠点性を発揮できる都市機能の充実		51 自転車の利用環境の向上	
			52 拠点性を高める交通網の整備と利用促進	
			53 拠点性を高める道路ネットワークの整備	
6. 市民と行政がともに力を発揮できるまち	1. 参画・協働によるコミュニティの再生	54 中心市街地の活性化		
		55 地域コミュニティの自立・活性化		
	2. 相互の特長をいかした多様な連携の推進		56 参画・協働の推進	
			57 離島の振興	
			58 連携の推進	
	3. 健全で信頼される行財政運営の確立		59 職員力の向上	
			60 効率的で効果的な行財政運営の推進	

②全体的な傾向

平成29年度の満足度指数の平均は3.064、重要度指数の平均は3.856となっている。全体的な傾向を見ると、重要度指数の高さに比例して、満足度指数の差が大きくなる傾向がある。

平成28年度と比較し、満足度指数の平均は0.004、重要度指数の平均は0.009下降している。

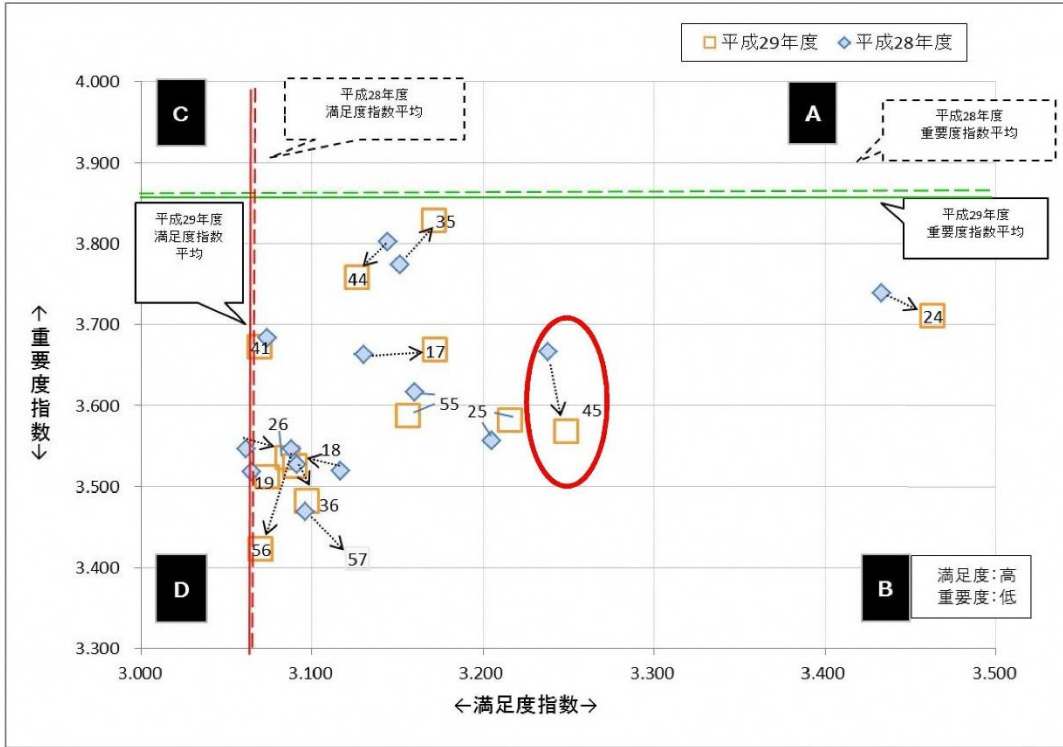


③みどりの保全・創造の傾向

みどりの保全・創造は、満足度が高く、重要度は低い傾向があり、領域Bに分類される。

■ 領域B

満足度：高 重要度：低	満足度が高い状態を維持するとともに、施策の重要性を市民にPRしていく必要がある施策
----------------	---



領域Bに分類される施策(14項目の施策)

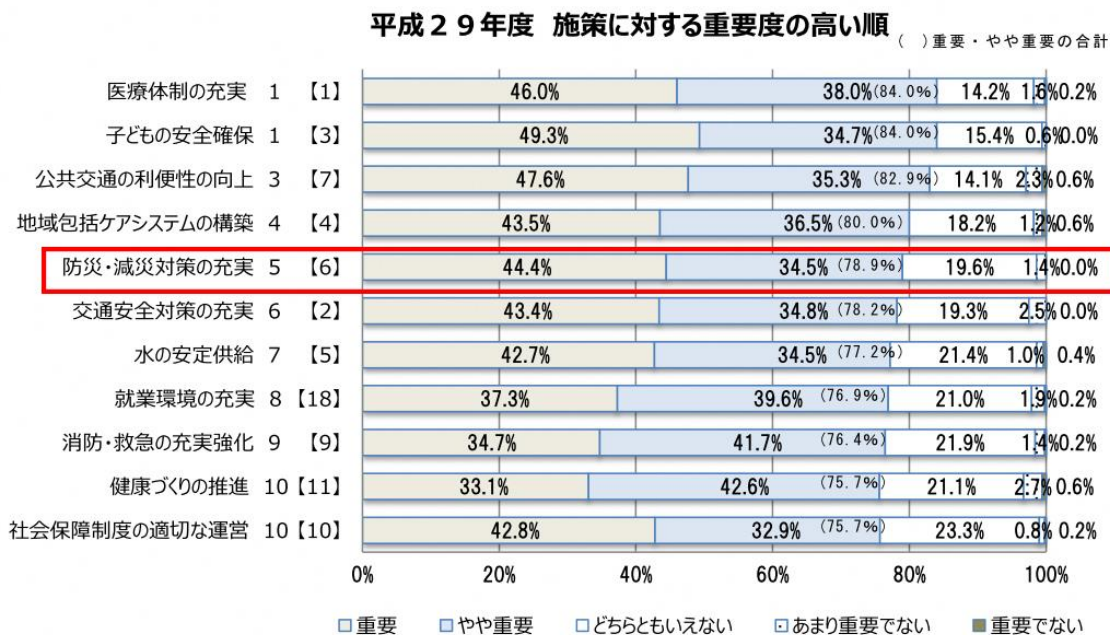
施策	平成29年度		平成28年度		区分	前年度比較	
	満足度 指数	重要度 指数	満足度 指数	重要度 指数		満足度 指数	重要度 指数
17 生涯学習の推進	3.172	3.668	3.130	3.663	B	0.042	0.005
18 人権尊重意識の普及・高揚	3.090	3.524	3.117	3.519	B	-0.026	0.005
19 平和意識の普及・高揚	3.074	3.511	3.064	3.518	D	0.010	-0.008
24 文化芸術の振興	3.463	3.711	3.433	3.739	B	0.030	-0.028
25 文化財の保存・活用	3.216	3.581	3.205	3.557	B	0.011	0.025
26 スポーツの振興	3.086	3.534	3.061	3.546	D	0.024	-0.011
35 生活衛生の向上	3.171	3.829	3.152	3.774	B	0.020	0.055
36 消費者の権利保護と自立促進	3.097	3.481	3.091	3.527	B	0.006	-0.046
41 環境保全活動の推進	3.069	3.672	3.074	3.683	B	-0.004	-0.011
44 河川・湾岸の整備	3.126	3.758	3.144	3.802	B	-0.018	-0.045
45 みどりの保全・創造	3.249	3.568	3.238	3.666	B	0.011	-0.098
55 地域コミュニティの自立・活性化	3.156	3.587	3.160	3.616	B	-0.004	-0.030
56 参画・協働の推進	3.070	3.423	3.088	3.546	B	-0.018	-0.123
57 離島の振興	3.127	3.411	3.096	3.469	B	0.030	-0.057

4.3 「みどりの保全・創造」施策の重要度向上についての検討

(1) 重要度が高い施策との組み合わせ

60項目の各施策に対する重要度について、「重要」と「やや重要」を合わせた「重要度」の高い順に並び、上位10施策を抽出しました。

平成29年度の調査結果では、「防災・減災対策の充実」の重要度が78.9%と高くなっています。防災機能については、第3章「3.1 現況分析 (3) 防災機能の分析」に取りまとめていることから、「みどりの保全・創造」と組み合わせやすい施策の一つと考えられます。



特に、今後30年以内にM8~9クラスの地震が発生する確率が70%程度（平成26年1月1日現在）と極めて高い「南海トラフ地震」では、緑地公園等が、地震災害発生時の一時避難場所として位置づけられており、防災公園等の整備が期待されています。

第5章 上位計画における緑の方向性

5.1 上位・関連計画における将来像と緑の方向性

ここでは、本計画を策定する上で特に関わりの深い上位・関連計画について概要を整理する。

(1) 「第6次高松市総合計画」

平成28年度に始動した「第6次高松市総合計画」においては、将来像として、「活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松」を掲げ、人口減少、少子・超高齢社会の到来を見据え、拡散型から集約型まちづくりへの転換やコミュニティの再生など、コンパクトで持続可能なまちづくりの礎を築きながら、県都及び広域都市圏の中心市の実現に向け、本市にふさわしいコンパクトで持続可能なまちづくりを進めるとしている。

また、将来像を実現していくために、以下の6つのまちづくりの目標が掲げられている。中でも緑に関して特に関係が深いものとして、「安全で安心して暮らし続けられるまち」が定められており、政策として、豊かな暮らしを支える生活環境の向上、施策としてみどりの保全・創造が示されている。

- ① 健やかにいきいきと暮らせるまち
- ② 心豊かで未来を築く人を育むまち
- ③ 産業の活力と文化の魅力あふれる創造性豊かなまち
- ④ 安全で安心して暮らし続けられるまち
- ⑤ 環瀬戸内海圏の中核都市としてふさわしいまち
- ⑥ 市民と行政がともに力を発揮できるまち

政策：豊かな暮らしを支える生活環境の向上

1 緑の創出

安全で安心な利用しやすい緑を保全するため、公園や緑地、街路樹等の除草・清掃・剪定など、緑の適切な維持管理を行うとともに、高松市都市公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の改築・更新等に取り組みます。

また、市民や事業者が取り組む生け垣や屋上・壁面緑化に対する支援を行うとともに、公園・街路の緑化により、都市景観の向上や防音・防塵効果、都心部のヒートアイランド現象の緩和など、都市環境に配慮した緑の創出の取組を推進します。

2 公園・緑地の整備

都市公園等を適正に配置するため、小学校区に公園がない地区及び公園が不足している地区において、子どもから高齢者までが気軽に憩い、ふれあえる地域の身近な公園の整備に取り組みます。

3 市民参加による緑の普及啓発

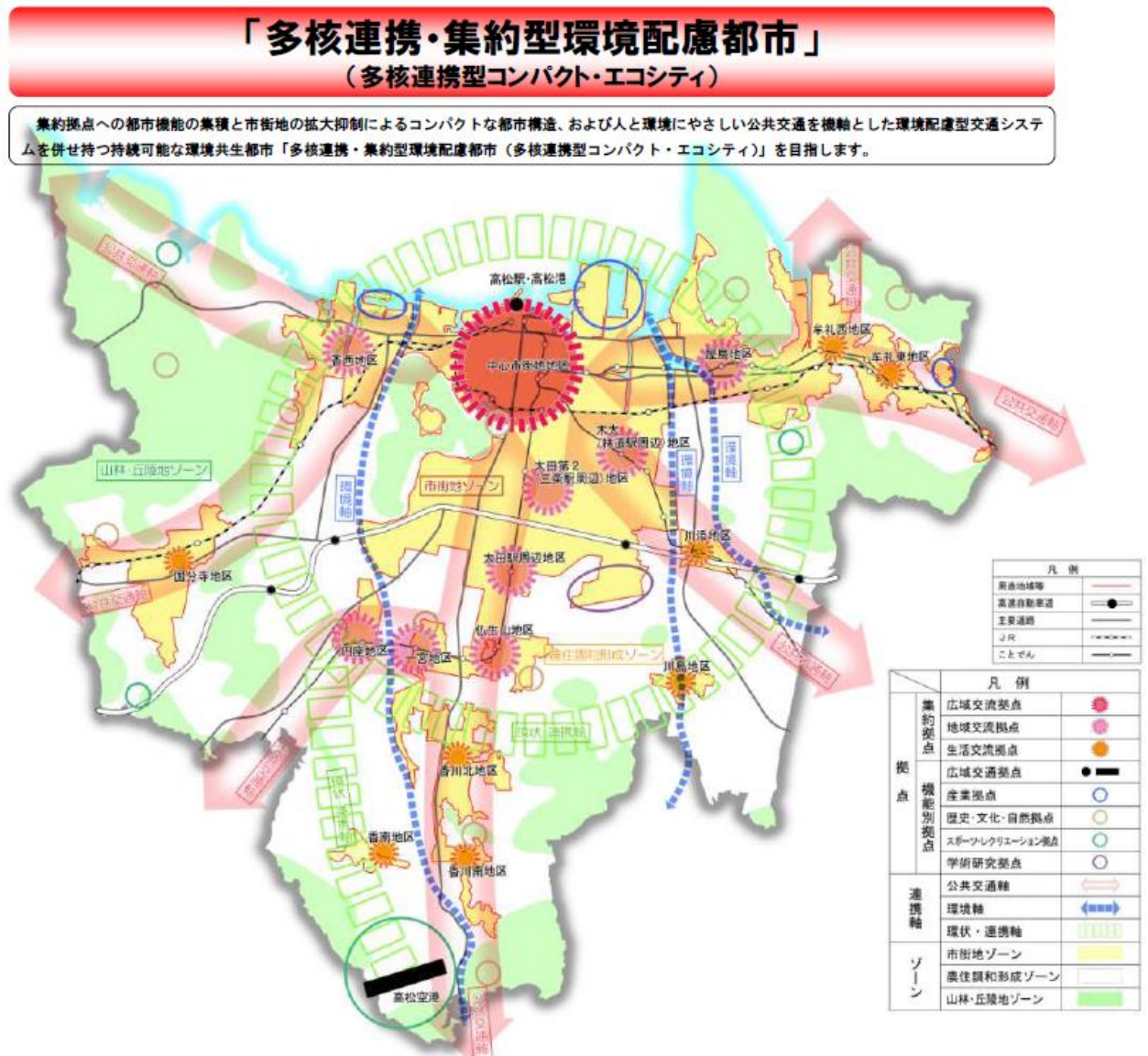
地域の公園や緑地の維持管理については、全市的に公園愛護会の結成を促進するほか、花いっぱい推進事業では、ボランティア団体への活動支援やボランティア花壇の設置を拡大するなど、市民との協働による緑の普及啓発を推進します。

(出典：「第6次高松市総合計画」より抜粋)

(2) 「高松市都市計画マスタープラン」

平成 29 年 8 月に改定した「高松市都市計画マスタープラン」は、上位計画となる「高松広域都市計画区域マスタープラン」の改定(24 年 10 月)や「第 6 次高松市総合計画」の策定(28 年 3 月)、また、都市再生特別措置法に基づく「立地適正化計画」や地域公共交通活性化再生法に基づく「地域公共交通網形成計画」の制度化等により、公共交通を基軸とした集約型都市(コンパクト・プラス・ネットワーク)の構築に向けた取組がより一層求められているとともに、23 年 3 月に発災した東日本大震災等を教訓とした安全・安心なまちづくりへの対応も必要となっており、また、都市構造は「拠点(集約拠点と機能別拠点)」、「連携軸」、「ゾーン」の 3 つの要素で構成されており、今後、将来都市構造の実現に向けて取り組んでいくこととしている。

○都市計画マスタープラン将来都市構造図



(出典：「高松市都市計画マスタープラン」)

○公園・緑地の整備方針

高松市都市計画マスタープランの基本構想において、公園・緑地の整備方針を以下のとおり定めている。

①基本方針

子どもから高齢者まで、より多くの市民ニーズに応え、心地よく緑とふれあい、ゆとりと安らぎを感じることができる公園・緑地空間の形成を目指します。

また、現在、高松市内には、都市公園や各種公園が点在していますが、今後、少子・高齢化の進展に当たり、遊具などの施設面や利用形態など公園運営のあり方を検討していきます。

②公園・緑地の整備方針

広域的な公園の整備	<ul style="list-style-type: none">・運動公園、総合公園等の広域的な公園は、緑の拠点として位置付け、市民の多様なニーズに対応した公園機能の充実を図ります。・栗林公園や玉藻公園などの公園・緑地は、市民が、自然・歴史文化等の地域資源を憩いや交流、散策やレクリエーション、健康増進や地域学習の空間として、身近に感じ、有効に活用できるよう、緑地環境の充実を図ります。さらに散策や生き物にふれあえる環境を考慮し、公園・緑地のネットワークの充実を図ります。・国立公園であり史跡及び天然記念物でもある屋島については、屋嶋城城内遺構などの整備を進めながら、屋島寺や県（環境省）とも連携し、自然や歴史学習の場として、また、市民いこいの公園としての定着を目指します。・地震災害等の避難場所としての利用も想定して、罹災対策としての機能を備えた防災拠点として強化を図ります。
身近な公園の整備	<ul style="list-style-type: none">・街区公園等の身近な公園は、子どもから高齢者まで、気軽に憩えるように、既存の公園・緑地などの整備状況や地域の特性、「緑の基本計画」の改訂などを踏まえ、適切な配置に努めます。・一定規模の住宅開発などでは、居住環境の向上を図るため、ポケットパークや自然を活かした公園・緑地の確保に努めます。・公園や広場の管理運営には、市民の参画や協働を取り入れ、快適で使いやすく、楽しめる公園づくりを推進します。
香東川緑地など 緑地・緑道の整備	<ul style="list-style-type: none">・香東川緑地、杣場川緑道などの緑地等は、市街地における自然的環境の保全及び改善、都市景観の向上を目指し、未整備区域においては、早急な整備の推進を図るとともに、整備済み区域においては、良好な緑地空間の維持保全を図ります。

(出典：「高松市都市計画マスタープラン」より抜粋)

(3)「高松市環境基本計画」

高松市環境基本計画は、平成8年4月1日に施行された高松市環境基本条例に基づいて、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくために策定したもので、市・事業者・市民が協力しあって環境への負荷の少ない社会を築くことにより、現在及び将来の市民が、健康で文化的な生活を送ることができる環境を守り育てていくことを目的としている。

この計画では、本市の望ましい環境像『人と自然が調和し 未来へつなぐ 地球にやさしい 田園都市 たかまつ』の実現のため、環境基本条例で定めている環境の範囲に応じ、次の6つの基本目標に沿って個々の施策・事業を総合的かつ計画的に推進することとしている。

- ①資源を大切にす循環型社会を築きます
- ②地球環境の保全に積極的に取り組みます
- ③安心して健やかに暮らし続けられる生活環境を守ります
- ④身近な自然環境を守り育てます
- ⑤うるおいとやすらぎのある快適な都市環境を創ります
- ⑥環境を思いやる人づくり、地域づくりを進めます

中でも、緑に関係がある基本目標及び施策の柱、施策項目（一部抜粋）は以下のとおりである。

④身近な自然環境を守り育てます

自然環境の保全	<p>1. 豊かな自然環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ●造林助成事業の推進 健全な森林づくりを支援するため、植栽・下刈・間伐・枝打などに対して助成を行います。 ●分収造林事業による森林整備の推進 森林資源の造成、水源涵養、国土の保全、模範林造成による造林技術の向上などを図るため、分収造林事業を実施し、森林の整備を推進します。 ●森林・里山の保全の推進 市内の森林・里山の保全のため、森林ボランティアや県のフォレストマッチング協働の森づくりを活用した森林・里山整備を推進します。 また、里山の整備・保全のため、市民活動団体等を支援します。 ●耕作放棄地の解消と発生防止 労働力不足などにより増加している耕作放棄地等において、県が推奨するキウイフルーツやオリーブ等の栽培を促進することにより、その再生利用を図るなど、農業委員会や関係団体と連携して、耕作放棄地の解消と発生防止に努めます。 ●農地の持つ多目的機能の確保 中山間地域等の農業生産条件が不利な地域で、集落協定を結んで農地の保全活動を行う事業に対して支援する「中山間地域等直接支払制度」を活用するなど、農地が持つ水源涵養、国土の保全、災害防止機能、生物多様性の保全等の多面的機能の確保を図ります。 ●「いざ里山」市民活動支援事業の推進 市内に点在する里山の保全を図るとともに、市民が身近な自然を
---------	--

	見直すきっかけづくりのため、地域住民、ボランティア団体、NPO、企業等が行う里山の保全活動を支援します。
自然とのふれあいの充実	<p>1. 自然とふれあう場づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民農園整備事業の推進 農作業を通じて自然や農業に対する理解を深めてもらうとともに、健康的でゆとりのある生活を提供するため、市民農園の整備を推進します。 ●ふれあいの森整備事業の推進 市有山林を活用し、散策道や休憩所を整備するなど、市民が森林浴などで自然とふれあう場を提供します。 ●こども農園事業の推進 子供たちに、農作業を通じて自然とふれあう機会を提供するため、こども農園の整備を推進します。

⑤うるおいとやすらぎのある快適な都市環境を創ります

身近な緑の保全と創造	<p>1. 都市公園等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ●身近な公園整備事業の推進 1 小学校区1公園の整備を目指し、地域の身近な公園の整備を推進します。 ●ちびっこ広場の整備 周辺に都市公園等がなく、当分の間、公園の整備が見込まれない地域において、地域との協働で、子どもたちが安全かつ健全に遊べる「ちびっこ広場」の整備に取り組みます。 <p>2. 緑化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●民有地緑化の推進 生垣設置、屋上緑化、壁面緑化など、住宅地や店舗・事業所等を緑化する場合に助成を行い、民有地の緑化を推進します。 ●学校施設緑化事業の推進 校庭の一部を芝生化するなど学校施設の緑化を進め、子どもたちの緑化意識を育む、環境に配慮した学校施設の整備を推進します。 ●街路緑化の推進 市道に植栽された街路樹の剪定、駆除、灌水等、計画的な維持管理を行うとともに、枯れた木等の撤去や補植等を行い、調和のとれたまちづくりを進めます。 ●花いっぱい運動の推進 公園内の花壇づくりを始め、高松駅前広場や商店街等に花壇を設け、うるおいとやすらぎのある空間を創出する「花いっぱい運動」を推進します。またボランティア団体への活動支援やボランティア花壇の設置を拡大します。 ●公園愛護会活動の支援 公園愛護会の結成を促進し、その活動を支援することにより、公園の美化活動を推進するとともに、公園愛護の意識向上を図ります。
------------	---

<p>美しい景観の保全と創設</p>	<p>1. 美しいまちの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「たかまつマイロード」事業の支援 市道の清掃や緑化活動を行う道路愛護団体を認定し、その活動を支援することにより、道路の美化活動を推進するとともに、道路への愛護意識の向上を図り、道路利用者のマナー向上を啓発します。 ●公園愛護会活動の支援（再掲） 公園愛護会の結成を促進し、その活動を支援することにより、公園の美化活動を推進するとともに、公園愛護の意識向上を図ります。 ●ため池等景観整備事業の推進 ため池や出水の恵まれた自然環境を有効に活用し、うるおいとやすらぎのある水辺環境を利用した小公園を整備し、適切な維持管理を行います。 <p>2. 歴史的・文化的財産の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ●名木保護事業の推進 長い間風雪に耐え、市民に自然の恵みとやすらぎを与えてきた郷土の古木、巨木などを本市の名木に指定し、これを永く保存します。
--------------------	---

⑥環境を思いやる人づくり、地域づくりを進めます

<p>環境保全活動の推進</p>	<p>1. 自主的な環境保全活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「いざ里山」市民活動支援事業の推進（再掲） ●「たかまつマイロード」事業の支援（再掲） ●公園愛護会活動の支援（再掲）
------------------	--

(4)「高松市立地適正化計画」

立地適正化計画とは、人口減少・超高齢社会を迎える中、都市機能誘導区域と居住誘導区域を設定し、これらの区域に医療・商業等の生活利便施設等（都市機能）や居住の緩やかな誘導を図り、公共交通で結ぶことで、将来にわたり持続可能なまちづくりの実現を目指すものである。

高松市立地適正化計画は、都市再生特別措置法の規定に基づき、公表（計画策定日・公表日：平成30年3月30日、届出制度開始日：平成30年4月1日）した。

この計画では30年、50年後においても、活力を失わず、市民がいきいきと安心して暮らせるよう、コンパクトで持続可能なまちづくりに取り組んでおり、目標とする「多核連携型コンパクト・エコシティ」の実現に向けた取組を後押し、次の11の施策に沿って計画的に推進することとしている。

- ① 都市機能の誘導や高質化
- ② 中心市街地の魅力の強化
- ③ 定住人口の維持・誘導
- ④ 選ばれる地域づくりの推進
- ⑤ 良好な居住環境の創出
- ⑥ 人との繋がりのある地域づくりの推進
- ⑦ 持続可能な公共交通ネットワークの再構築
- ⑧ 公共交通の利便性の向上
- ⑨ 効率的で効果的な行財政運営の推進
- ⑩ 土地利用の適正化
- ⑪ 市街地の有効活用

中でも、緑に関係がある施策の柱、取り組むべき内容及び評価指標は以下のとおりです。

⑤良好な居住環境の創出

・地震・津波対策海岸堤防等整備計画や公園整備事業などの推進により、誰もが安全で安心して健やかに暮らせる魅力的な環境を創出します。	居住誘導区域内からの転居及び転出率(%)
--	----------------------

⑩土地利用の適正化

・都市機能や居住、農地利用など、目指すべき都市の骨格構造に即した土地利用を推進し、居住環境を維持します。	居住誘導区域外の開発許可面積比率(%)
--	---------------------

(5)「高松市景観計画」

景観条例とは、良好な景観の形成を進めるために、平成5年に「都市景観条例」を制定し、大規模な建築行為等に対する規制・誘導に取り組んでいるが、23年に策定した、景観施策の指針となる「美しいまちづくり基本計画」に定める目標の実現に向け、24年3月に景観法に基づく「景観計画」を策定した。

景観計画では、景観形成に大きな影響を及ぼす建築行為等に対する規制内容について、現行の届出基準を見直し、都市計画の土地利用等の区分に応じて、届出対象規模を引き下げるほか、新たにマンセル表色系に基づく色彩基準を導入するとともに、規制内容についても見直し、現行の都市景観条例を景観法に基づく「景観条例」に改正した。

これに伴い、平成24年7月1日から、一定規模を超える建築行為等については、事前協議、景観法に基づく届出及び行為の完了届が必要となった。

高松市景観計画は、平成16年に制定された『景観法』に基づき、中核市である本市が『景観行政団体』として、法の手続きに従って定める『良好な景観の形成に関する計画』である。対象とする区域（景観計画区域）、景観の形成に関する方針、景観の形成のための行為の制限に関する事項等を定め、次の4つの美しいまちづくり（景観形成）の目標に沿って計画的に推進することとしている。

- 目標1 海に拓かれた活力と気品のあるまち
- 目標2 讃岐平野に抱かれた人々の営みが織りなす快適なまち
- 目標3 讃岐の歴史・文化を未来へ継ぐまち
- 目標4 折り重なる緑に包まれた自然豊かなまち

①景観形成方針

地域の景観特性に配慮した良好な景観の形成を進めるため、一般区域（景観ゾーン）及び景観形成重点地区ごとに、景観形成方針を定める。

■一般区域（景観ゾーン）

- 市街地景観ゾーン
- 田園居住景観ゾーン
- 山地・丘陵地景観ゾーン
- 海・島しょ景観ゾーン
- 瀬戸内海景観ゾーン

■景観形成重点地区

- 栗林公園周辺景観形成重点地区
- 仏生山歴史街道景観形成重点地区
- 都市軸沿道（11・193号等）景観形成重点地区
- 屋島景観形成重点地区
- 讃岐国分寺跡周辺景観形成重点地区

中でも、緑に関係がある景観ゾーン及び地区は以下のとおりである。

田園居住景観ゾーン

- 自然と調和する田園居住地景観の形成
- 生業とともに育まれる文化的景観の継承
- 伝統文化の息づく景観形成
- 移動に伴い連続性のある景観の形成
- 流域における山から海までの連続する自然景観の保全・形成

栗林公園周辺景観形成重点地区

「栗林公園からの眺望に配慮し、緑に包まれた歴史的風致景観づくりを進めます」

②景観重要建造物・樹木の指定方針

良好な景観形成を進める上で重要な役割を果たす建造物や樹木については、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定をすることにより、地域の個性ある景観づくりの核として、その保全及び継承を図るとともに、周囲で行われる建築行為等に関しては、当該建造物又は樹木との調和を図るよう促進し、次の世代へと継承していくことを目指すこととする。

【指定の要件】

- 文化財保護法に基づく登録有形文化財に登録されている建造物
- 高松市文化財保護条例に基づく高松市指定文化財及び登録文化財に登録されている建造物
- 「高松市の名木」に指定されている樹木
- 地域の自然、歴史、文化等からみて、周辺の景観と一体となって、良好な景観形成しているもの
- 景観上、ランドマークやシンボルマークとして市民に親しまれているもの
- 他の地域にあるものに比べ、景観上、希少な価値があると認められるもの

5.2 関連法等の改正

(1) 「都市緑地法」

○都市緑地法改正のポイント

<p>緑地保全・緑化推進法人(みどり法人) 制度の拡充 【法第 69 条】</p>	<p>1. 緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充 緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)(※緑地管理機構の名称変更)の指定権者を知事から市区町村に変更、指定対象にまちづくり会社等を追加する。</p> <p>2. 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政面・人員面の制約から、地方公共団体が自ら緑地を買い取り又は借り受けて管理し、緑地の保全・整備を行うことは限界。 ・一方、NPOや企業CSRによる緑地の保全・整備の取組が広がりつつあり、このような民間主体を公的に位置付け、社会的信用を高めるとともに、地方公共団体との連携を強化することで、民間主体による自発的な緑地の保全・整備の推進を図る。
<p>市民緑地認定制度の創設 【法第 60 条】</p>	<p>1. 民間による市民緑地の整備を促す制度の創設 まちづくり会社等の民間主体が、市区町村長による設置管理計画の認定を受け、オープンアクセスの市民緑地を設置・管理する。</p> <p>2. 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市部において、良好な都市環境の形成に不可欠な緑地・オープンスペースが未だ不足している地域が存在。 ・財政面の制約等から、地方公共団体が用地取得し都市公園を整備することには限界がある一方で、都市内で使い道が失われた空き地等が増加。 ・市民緑地認定制度を創設し、NPO 法人や企業等の民間主体が空き地等を活用して公園と同等の空間を創出する取組を促進。
<p>緑化地域制度の改正 【法第 34 条】</p>	<p>1. 商業地域等の建ぺい率の高い地域における都市緑化の推進 緑化率の最低限度の基準の見直し(屋上緑化等の普及を踏まえ、建ぺい率にかかわらず 25%まで設定可能に)</p> <p>2. 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市における緑化が未だ十分ではない中、商業地域等の敷地内空地が少ない地域における緑化推進が課題。 ・現行の緑化地域制度においては、敷地内空地の緑化を主としていたため、建ぺい率が高い地区等では、低率で設定。 ・一方、近年、緑化技術の進展により壁面緑化や屋上緑化の取組が普及してきたことを踏まえ、緑化地域における緑化率の最低限度の基準を見直し、都市における緑化をより一層推進。
<p>緑地の定義への農地の明記 【法第 3 条】</p>	<p>1. 農地を緑地政策体系に位置付け 緑地の定義に「農地」が含まれることを明記し、都市緑地法の諸制度の対象とすることを明確化する。</p> <p>2. 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市緑地法における「緑地」の定義上、農地の取扱いが不明確(原則として含まれず、樹林地に介在する農地のみ含む解釈)。 ・都市農業振興基本法・都市農業振興基本計画により都市農地の位置付けが見直されたことを受け、「緑地」の定義に農地が含まれることを明記し、正面から都市緑地法の諸制度(緑の基本計画、特別緑地保全地区制度、等)の対象とする。

緑の基本計画の記載事項の追加
【法第4条】

1. 都市農地の計画的な保全及び都市公園の老朽化対策等の計画的な管理の推進
都市公園の管理の方針、農地を緑地として政策に組み込む。

2. 概要

- 市区町村は、都市公園の整備・緑地の保全・緑化の推進の総合的なマスタープランとして「緑の基本計画」を策定できる。674 市区町村で策定済（都市計画区域を有する全市区町村の49%（H28.3.31 現在））
- 公園の老朽化、財政制約等を背景に、ストックの適正管理の重要性が増している。また、都市緑地の継続的な減少により、都市農地が発揮する緑地機能の重要性が高まっている。
- 緑の基本計画の内容に、公園の「管理」の方針、都市農地の保全を新たに追加し、都市公園の老朽化対策等の計画的な管理、都市農地の計画的な保全を推進。

(2)「都市公園法」

○都市公園法改正のポイント

社会の成熟化、市民の価値観の多様化、社会資本の一定程度の整備等の社会状況の変化を背景として、緑とオープンスペース政策は、緑とオープンスペースのポテンシャルを、都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出すことを重視するステージ（新たなステージ）と移行すべきとされたことを受け、都市公園法が改正された。

<p>公募設置管理制度（Park-PFI）の創設</p>	<p>1. 公募設置管理制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き。 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される。
<p>PFI事業の設置管理許可期間の延伸</p>	<p>1. 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市公園における PFI 事業は主にプールや体育館等の大規模施設で活用されており、事業の契約期間が長期に渡るものが多い。 PFI 事業により公園施設を整備する場合の設置管理許可期間を PFI 事業の契約期間にあわせて延伸することで、事業者の長期的事業運営を確保し、より多くの民間参入を促進する。 <p>2. PFI 事業に係る設置管理許可期間の延伸</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園施設を整備する場合の設置管理許可期間（現行：最長 10 年）を、PFI 事業契約の契約期間の範囲内（最長 30 年）で公園管理者が設定できることとする。
<p>保育所等の占用物件への追加（特区の全国措置化）</p>	<p>1. 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 国家戦略特区法改正により、特区内の都市では都市公園における占用許可特例として保育所等の設置が可能。 待機児童解消の取組強化に向けて、都市公園における保育所等の設置について、オープンスペース機能を損なわない範囲で、特区以外の都市においても可能とする。 <p>2. 都市公園の占用が可能となる社会福祉施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育所その他の社会福祉施設については、通所のみにより利用されるものであり、施設の設置により都市公園の利用が促進され、都市公園の機能の増進が図られることが期待できるものを対象としている。入所型の社会福祉施設は対象とされない。 認可保育所等個別の関係法令等に基づき設置される施設が対象となる。施行令に規定される種類の施設であっても、実際の利用形態として入所型のサービスを行う施設は許可の対象とされない。 地方公共団体が施設の地域のニーズや実情に応じて対象を追加できるよう条例により追加することが可能。 追加可能な施設は、施行令第 12 条第 3 項第 1 号から第 5 号に掲げるものに準ずる社会福祉施設であること。地方公共団体独自の基準により認可している保育所等については、条例に定めることで設置が可能となる。
<p>公園の活性化に関する協議会</p>	<p>1. 協議会の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園管理者は、都市公園の利用者の利便の向上に必要な協議を

<p>の設置</p>	<p>行うための協議会を組織することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各構成員には、協議が整った事項について尊重義務がある。
<p>都市公園の維持修繕基準の法令化</p>	<p>1. 法令化の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> 供用中の都市公園のうち設置から40年以上経過したものが平成26年度末で約16%。20年後には約6割に達する見込み。また、遊具については設置から20年以上経過したものが約5割。 都市公園の維持修繕基準の規定を設け、適切な時期に点検を行い、必要な措置を講ずることを義務付けることにより、予防保全による長寿命化・安全対策を徹底。 <p>2. 都市公園の維持修繕基準の法令化</p> <p>都市公園の管理は、政令で定める都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準に適合するように行うものとする。維持修繕に係る技術的基準の内容は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●公園施設全般について <ul style="list-style-type: none"> 適切な時期に、巡視を行い、清掃・除草等公園の維持のため必要な措置を行う。 公園の点検は、適切な時期に、目視その他適切な方法により行う。 点検等により異状を把握したときは、必要な措置を講ずる。 ●特に、安全性確保の必要が高い遊具について <ul style="list-style-type: none"> 点検頻度について、年1回を基本とする。 点検結果や修繕内容を履歴書として記録し、保存する。

第6章 高松市を取り巻く緑に関する課題

6.1 緑に関する課題の整理

現在の高松市を取り巻く緑について、上位・関連計画、緑の役割、現計画の進捗評価、市民ニーズ（市民意識調査より）から、課題を整理した。

また、この整理した課題と、現計画策定時の課題（5つの視点）を対比検証した結果、課題の根幹部分に関しては、現計画策定時と同様である。

次ページに課題の整理及び現計画との対比検証結果を示す。

課題の整理及び現計画との対比検証

現在の高松市を取り巻く緑に関する課題

1. 第6次高松市総合計画の課題

都市的利便性と自然的環境が享受できる都市の実現にむけ、コンパクトで持続可能なまちづくりを進めることとし、その目標の一つに、「安全で安心して暮らし続けられるまち」を掲げている。

1-1. 環境保全活動の推進、1-2. みどりの保全・創造
1-3. 安全で安心して暮らせる社会環境の形成

2. 高松市都市計画マスタープランの課題

都市機能の集積と市街地の拡大抑制によるコンパクトな都市構造、及び人と環境にやさしい公共交通を基軸とした環境共生都市の実現を目指すとしている。また、都市環境・景観形成については、「美しいまちづくり条例」を制定し一体的に取組むこととしている。

2-1. 「多核連携型コンパクト・エコシティ」の実現、2-2. 広域的な公園の整備
2-3. 身近な公園の整備、2-4. 香東川緑地など緑地・緑道の整備
2-5. 拠点における重点的な都市景観の向上
2-6. 田園集落地環境・景観の維持・保全
2-7. 山林・丘陵地環境・景観の維持・保全、2-8. 都市景観軸の形成
2-9. 海辺の景観軸の形成、2-10. 水と緑のネットワークの形成
2-11. 自然の再生と共生、2-12. 市民参加による都市環境・景観の向上

3. 高松市環境基本計画の課題

「人と自然が調和し、未来へつなく地球にやさしい田園都市 たかまつ」を環境像として掲げ、将来の市民が環境の恵みを享受できる、持続的発展が可能な社会を築くことを目指している。

3-1. 自然環境の保全、3-2. 自然とのふれあいの充実、3-3. 身近な緑の保全と創造
3-4. 美しい景観保全と創造、3-5. 地球温暖化対策の推進

4. 緑の役割からみた課題

緑には多くの役割があり、私たちの生活を支えている。私たちの生活をより豊かなものにしていくためには、緑の機能が効果的に発揮されるよう保全・活用していく必要がある。

4-1. 環境保全機能（都市環境を守る緑）
4-2. レクリエーション機能（多様なレクリエーション活動への対応）
4-3. 防災機能（安全な都市環境の整備）、4-4. 景観形成機能（魅力ある景観の形成）

5. 第1次計画から継続して取り組んでいる課題

第1次計画における、下記の施策については、今後も、取組み方法を工夫しながら推進していく必要がある。

5-1. 公園・緑地の適正配置、5-2. 家庭・民間施設の緑化、5-3. 市民参加のしくみづくり
5-4. 緑化支援体制の充実、5-5. 緑の普及啓発

6. 市民ニーズ（市民意識調査より）の課題

6-1. 身近な公園・緑地の整備、6-2. 身近な公園内の緑化の推進
6-3. 自然緑地、森林等の保全、6-4. 河川・ため池等の水辺空間への緑の整備
6-5. 緑の維持管理、6-6. 季節感や心のやすらぎを感じられる緑の形成
6-7. 緑に対する啓発、教育活動

7. 多核連携型コンパクト・エコシティ推進計

集約拠点への都市機能の集積と市街地の拡大抑制による「多核連携型コンパクト・エコシティ」の実現。改定後は「都市機能誘導区域」、「居住誘導区域」、「誘導区域外」の三つの区域設定に変更。

7-1. 公園整備事業、7-2. 生垣設置および環境保全緑化助成事業
7-3. 屋上・壁面緑化助成、7-4. 再生可能エネルギーの導入促進

8. 高松市立地適正化計画

多核連携型コンパクト・エコシティの実現に向けた取組を後押しする計画

8-1. 誘導施設の設定に行政機能等があるが分類に公園なし。

9. 都市緑地法の改正

9-1. 緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）制度の充実
9-2. 市民緑地認定制度の創設、9-3. 緑化地域制度の改正
9-4. 緑地の定義への農地の明記
緑の基本計画や緑地保全地域等の項目において、「原則として農地は含まない」旨の記載は削除。
9-5. 緑の基本計画の記載事項の追加
都市農地の計画的な保全及び都市公園の老築化対策等の計画的な管理の推進

10. 都市公園法の改正

10-1. 公券設置管理制度（Park-PFI）の創設
10-2. PFI事業の設置管理許可期間の延伸
10-3. 保育所等の占有物件への追加（特区の全国措置化）
10-4. 公園の活性化に関する協議会の設置
10-5. 都市公園の維持修繕基準の法令化

課題の整理

課題1：環境問題への対応（1-1、2-1、2-6、2-7、2-11、3-5、4-1、6-3、7-2、7-3、7-4）

・地球温暖化やヒートアイランド現象など、地球規模での環境問題に対して、緑の果たす役割は重要である。第6次高松市総合計画では、安全で安心して暮らし続けられるまち、高松市都市計画マスタープラン及び高松市環境基本計画では、環境共生都市の実現を目指しており、自然環境の保全や緑のもつ機能を活用していくことが必要不可欠である。

課題2：骨格となる緑の保全・整備（1-1、1-2、2-1、2-4、2-5、2-6、2-7、2-8、2-9、2-10、3-1、3-2、3-4、4-1、4-4、6-3、6-4、8-1）

・第6次高松市総合計画では、環境と共生する持続可能な循環型社会の形成、人と環境にやさしい安全で住みよいまちへの取組み、高松市都市計画マスタープランでは、「多核連携型コンパクト・エコシティ」として、都市機能の集積と環境共生都市の実現を掲げている。これらを実現するためには、市域を形成する緑や、優れた自然や歴史風土を構成する緑、さらには香東川等の河川など、骨格となる緑や都市機能の集積する拠点などの緑の保全・整備が必要である。

課題3：公園・緑地の整備、充実（1-2、2-1、2-2、2-3、2-4、3-3、4-2、5-1、6-1、6-2、6-6、10-5）

・第6次高松市総合計画及び高松市都市計画マスタープランでは、身近な公園、広域的な公園、緑地・緑道等の整備を掲げている。また、市民意識調査においても、身近な公園・緑地の整備が求められており、ニーズにあった遊具を設置するなど、多様なレクリエーション活動に対応した整備が必要である。また、身近な公園内で季節感が感じられる緑化を行うなど、質の向上を図る必要がある。

課題4：安全・安心なまちづくりへの対応（1-3、4-3）

・公園・緑地は、火災時の延焼防止や、災害時の避難場所となるなど、安全な都市環境を維持する防災機能を有している。第5次高松市総合計画では、人と環境にやさしい安全で住みよいまちづくりを掲げており、災害に強いまちの実現を図るためにも、緑の有効活用が必要である。

課題5：緑の維持管理（2-7、3-1、3-3、6-3、6-5）

・市民意識調査では、自然緑地、森林などの保全や街路樹、公園内の樹木管理や清掃などの維持管理が求められており、引き続き、適切に維持管理していく必要がある。

課題6：民有地緑化の促進（2-5、2-12、3-3、4-1、4-4、5-2、5-3、5-5、6-6、6-7、7-1、10-3、10-5）

・魅力ある景観を形成していくためには、公共施設等の緑化とともに、民有地の緑化が必要不可欠であり、引き続き、家庭や民間施設緑化、緑化支援体制の充実に向けての取組みが必要である。

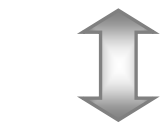
課題7：市民参加の促進（2-12、3-3、5-3、5-4、5-5、6-7、10-1、10-2、10-4、10-5）

・現計画では、市民参加のしくみづくりや緑の普及啓発などを施策としている。市民意識調査では、緑に対する啓発・教育活動に対する意識が高い。より一層の市民の緑化意識の向上を図るため、住民が積極的に緑化に参加できる体制や支援が必要であり、引き続き、住民・企業などとの協働による緑の保全・緑化への取組みを継続していく必要がある。

第1次計画策定時の課題との対比検証

整理した課題と、第1次計画策定時の課題(5つの視点)を対比検証した結果、課題の根幹部分に関しては、第1次計画策定時と同様である。

緑に関する課題の整理！



第1次計画策定時の課題と現在の課題の対比

①将来像の実現

新・高松市総合計画「たかまつ・21世紀プラン」及び都市計画マスタープランの将来像実現に向け、緑の観点から公園緑地の整備や公共空間及び民有地での緑化の推進、市民との協働による快適な都市空間の整備等の様々な施策について検討する必要がある。

→第1次計画の課題：課題1、2、3

「第6次高松市総合計画」、「高松市都市計画マスタープラン」及び「高松市環境基本計画」等の上位・関連計画の将来像実現に向けた緑に関する取組みが今後とも必要である。

②骨格的なみどりの配置と形成

本市は山地の緑と瀬戸内海沿岸の緑により外周が形成されビュートの山々の冠で、立面の緑の骨格が形成されている。その自然系の緑を背景に、街路の緑を軸とした格子状骨格の形成を図る必要がある。また、ネットワークの構造上重要な緑の拠点は、レクリエーション、防災の中核的な緑となり、他の緑と連携して高松市の環境保全、景観形成の主要な一翼を担っている。これらの保全と育成を図ると共に、核となる新たな緑地の創出を図る必要がある。また、特に地域の特長であるため池群のレクリエーション系・環境保全系拠点としての積極的な活用方策を検討すべきである。さらに、緑の拠点を連結し、河川、海面のウォーターフロントとのネットワークの形成を図ることが必要である。

→第1次計画の課題：課題2

市域を形成する緑や、優れた自然や歴史風土を有する緑、さらには香東川等の河川など、骨格となる緑や都市機能の集積する拠点などの緑の保全・整備が必要である。

③みどりの適正配置

本市の広域的な緑地はバランスよくあるといえる。今後とも保全を図るべき良好な緑である。市民意識調査（平成21年1月実施）結果では、「身近な公園」に対する満足度が特に低く表れており、各地域の特性に沿って全局的にバランスよく公園を整備する必要がある。

→第1次計画の課題：課題3

市民意識調査（平成21年1月実施）の結果、現在も身近な公園・緑地の整備が望まれているため、引き続き身近な公園の適正配置が必要である。

④緑化運動及び住民等の参加協力

緑が市民生活のなかで意識され、愛着をもたれるようになるよう、今後も、より一層の市民の緑化意識の向上、緑の普及を図るために、市民が積極的に緑化に参加できる体制の確立、市民の緑化活動を支援する方策の整備、地域の緑化活動の機会の創出、まちづくりの一つとして地域の特色ある緑化の推進、緑の知識の普及が課題である。

→第1次計画の課題：課題7

市民意識調査では、緑に対する啓発・教育活動に対する意識が高い。より一層の市民の緑化意識の向上を図るため、住民が積極的に緑化に参加できる体制や支援が必要であり、引き続き、住民・企業などとの協働による緑の保全・緑化への取組みを継続していく必要がある。

⑤社会及び地域的な要請に対応したみどりの整備

地球温暖化に向けて緑化の推進など、市域全体にわたって自然との共生方策を進める必要がある。また、災害に強いまちづくりを進める上での緑地の役割を拡大していく必要がある。森林、歴史・文化財、河川、ため池、既存施設を活かして特色ある余暇活動の場の整備が望まれる。さらに、アンケート結果により、公園づくりや公園維持管理への参加意志に対する市民の関心の高さがうかがえ、森林や水辺でのピオトープの保全、創出や公園の整備、緑化の促進などに、適切に活かしていくための方策を検討する必要がある。

→第1次計画の課題：課題1、3、4、5、6、7

地球温暖化防止に向けた環境保全活動の推進や民有地緑化の促進、季節感を感じられる緑の創出など多様な価値観への対応、また、自然緑地、森林、河川、ため池等の保全や公園の維持管理、さらには、緑のもつ防災機能の保全・活用などが必要であり、引き続き社会及び地域的な要請に応じた緑の整備が必要である。

第7章 計画の基本方針

7.1 基本理念

本計画では目指すまちの将来像の基本理念を次のとおりに設定する。

**みどりあふれる 人と環境にやさしい
安全で住みよいまち 高松**

7.2 緑の将来像

目標年次である平成40年における緑の将来像は、次のとおりとする。

① 豊かな緑を持つ市街地

公園・緑地や公共公益施設などにおいて、多様な緑が存在し、季節感や安らぎを実感できる環境と共生した生活空間が創造されている。

② 緑化された工業地域

工業地域内の緑地や街路樹が保全・整備されることにより、周辺的生活環境と調和した地域となっている。

③ 緑が保全され、景観的に優れた地域

瀬戸内海国立公園や自然環境保全地域など、景観的に優れている地域が引き続き保全されている。

④ 豊かな緑が保全された樹林地

北部の島しょ部、東部の屋島・五剣山、南部の讃岐山脈や西部の五色台など、市域を取り囲むように存在する豊かな樹林地の緑が引き続き保全されている。

⑤ 良好な景観が保全された田園地域

農地や里山、ため池などにより、良好な景観を形成している田園環境が保全されている。

⑥ 身近な公園のある都市

地域の子どもが遊べ、高齢者が憩える公園が身近に保全・整備され、災害時に利用可能なオープンスペースも確保されている。

⑦ 緑の軸

新川、春日川、香東川などの河川沿いの連続した緑や、国道30号、11号、32号、193号などの幹線道路沿いの街路樹の緑が保全・整備されている。

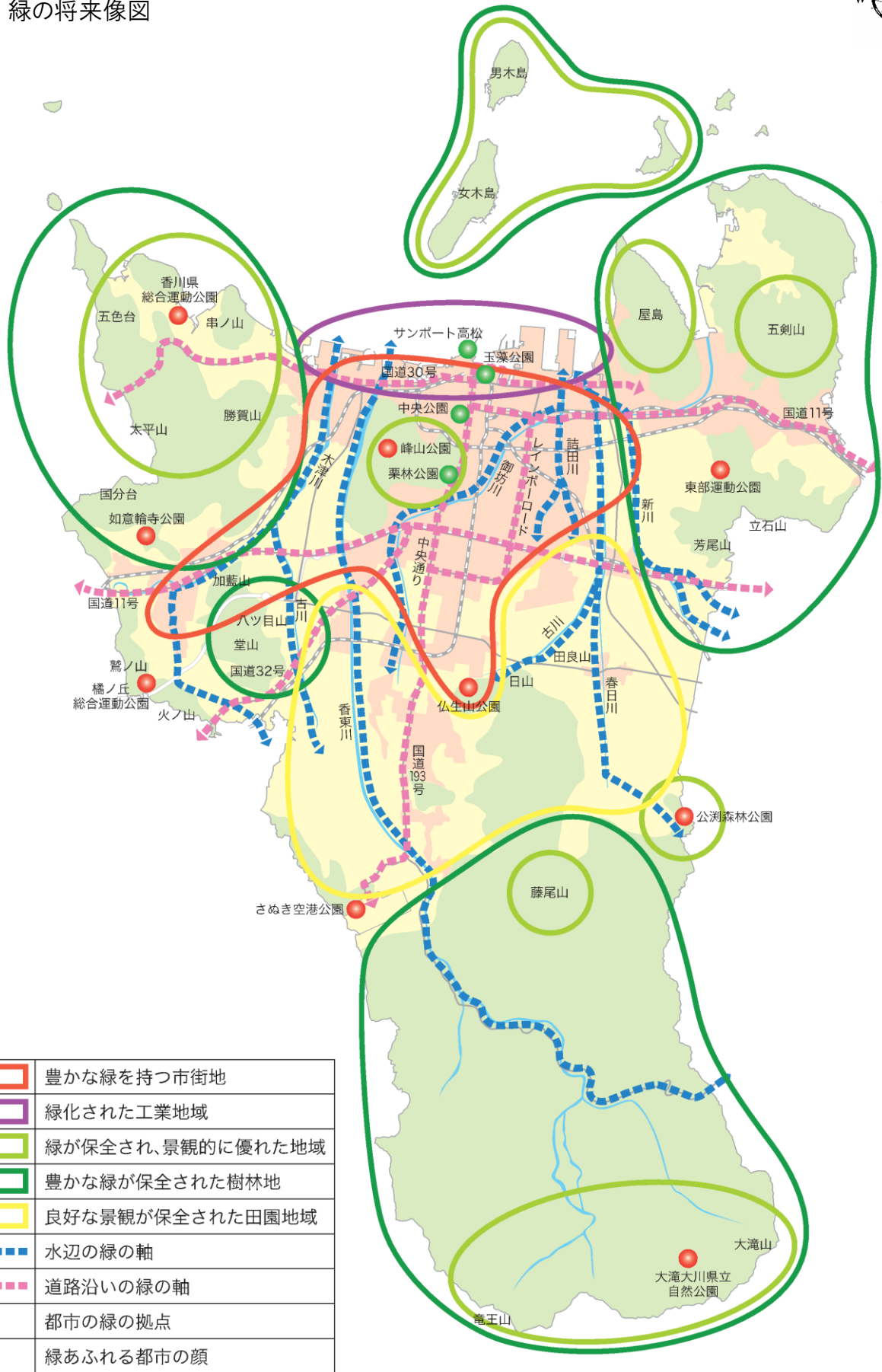
⑧ 都市の緑の拠点

広域的な利用が可能である総合公園や運動公園などが緑の拠点として整備され、避難地となるオープンスペースも確保されている。

⑨ 緑あふれる都市の顔

サンポート高松、玉藻公園、中央公園、栗林公園の魅力づくりが行われ、緑あふれる都市の顔となっている。

緑の将来像図

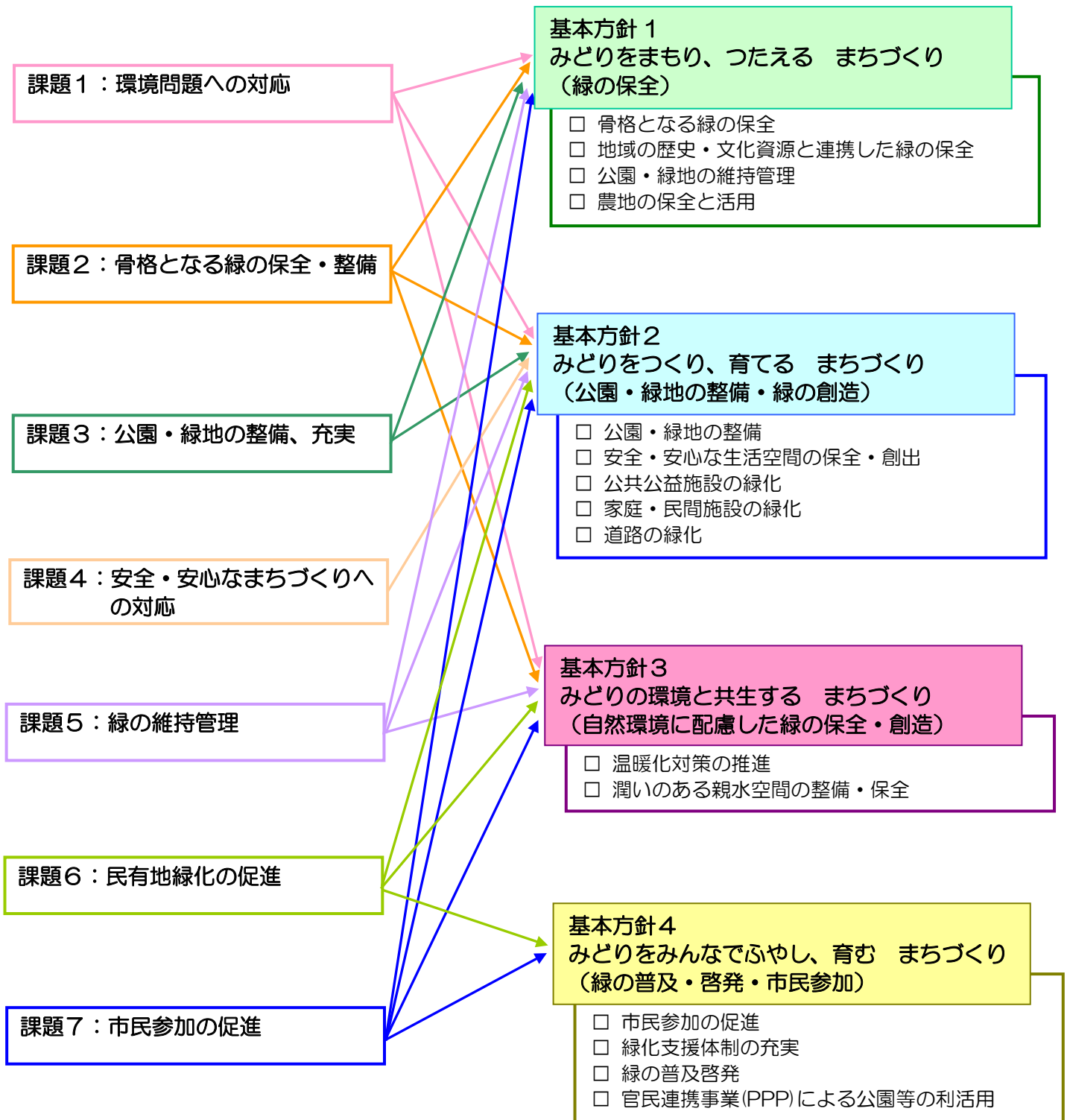


	豊かな緑を持つ市街地
	緑化された工業地域
	緑が保全され、景観的に優れた地域
	豊かな緑が保全された樹林地
	良好な景観が保全された田園地域
	水辺の緑の軸
	道路沿いの緑の軸
	都市の緑の拠点
	緑あふれる都市の顔

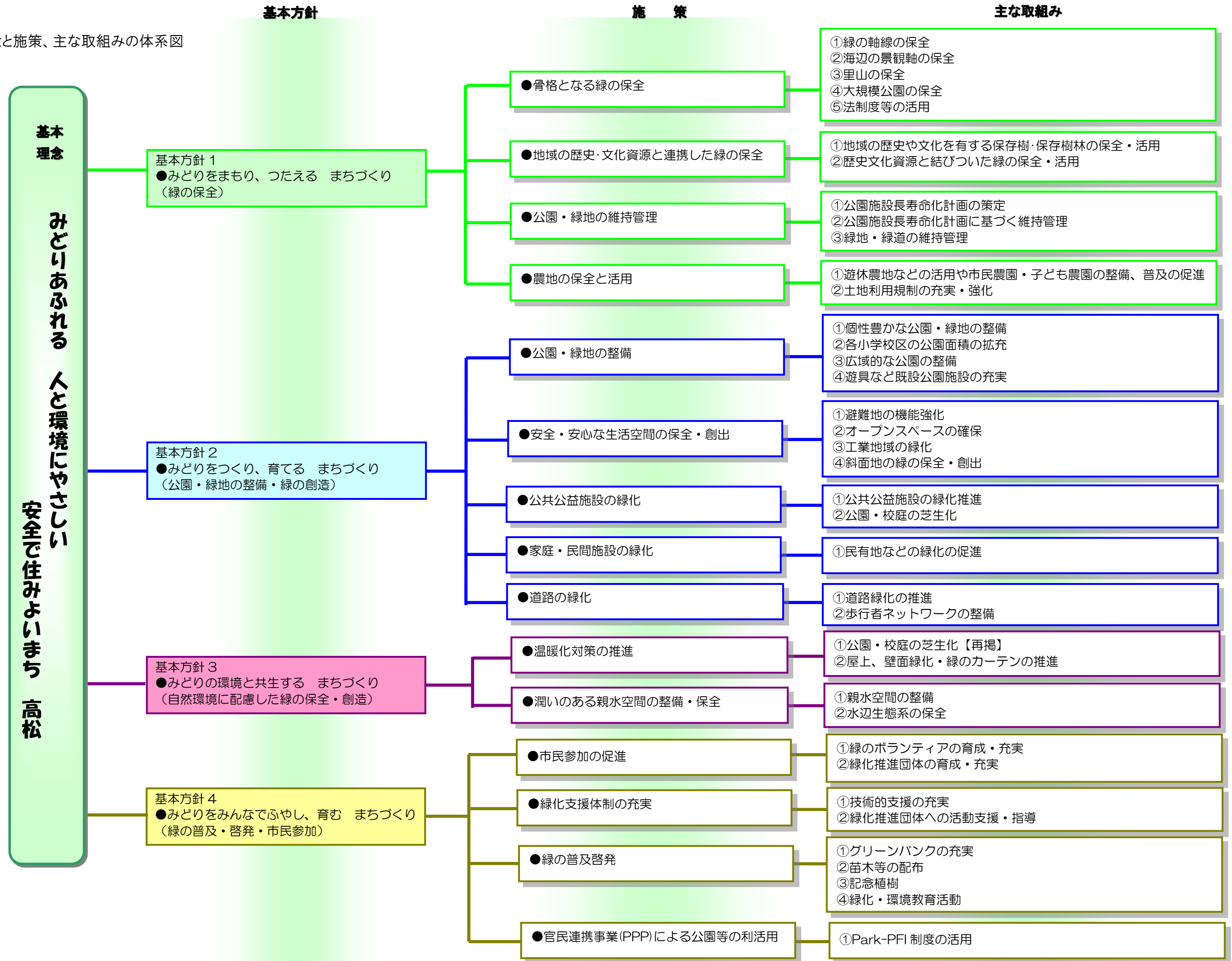
7.3 基本方針及び施策の体系

本市を取り巻く緑の課題は、現計画策定時と根幹部分は同様である。このため、本計画の基本方針は、現計画の基本方針を引き継ぎつつ、整理した課題から以下のとおりとした。

また、基本理念に基づき将来像を実現するための基本方針と施策及び主な取組みの体系図を次ページに示す。



基本理念と施策、主な取組みの体系図



第8章 計画の目標水準

8.1 計画フレーム及び目標水準

(1) 計画対象区域

本計画における計画対象区域は、本市の全域 375.52 km²とする。

(2) 計画期間

本計画における目標年次は、平成 40 年とする。

なお、中間目標年次は、平成 30 年とする。

(3) 人口規模

本計画では、「高松市都市計画マスタープラン」との整合を図り、目標年次である平成 40 年の人口規模を 409,835 人とする。

区 分 \ 年 次	平成20年 (当 初)	平成30年 (現 況)	平成40年 (目標年次)
市 全 域 人 口	418,688 人	420,223 人	409,835 人

※平成 30 年人口は、高松市資料による。

(4) 計画の目標水準

都市公園及び都市公園等の目標水準を、以下のように設定し、身近な公園整備事業として、各小学校区の公園面積の拡充等の施策を実施することにより、目標水準の達成を目指す。

表 都市公園等の目標水準

年 次	平成20年 (当 初)	平成30年 (現 況)	平成40年 (目標年次)
都市公園	—	8.92 m ² /人	10.00 m ² /人
都市公園等	7.40 m ² /人	9.07 m ² /人	12.56 m ² /人

<参 考>

表 第1次計画の都市公園等の目標水準

年 次	平成12年 (現 況)	平成23年 (中間年次)	平成33年 (目標年次)
都市公園等	6.77 m ² /人	8.61 m ² /人	11.19 m ² /人